

助成年度：平成7年度

[所属] 東京工業大学 工学部
[役職] 助教授
[氏名] 原科 幸彦 (他計5名)

[課題]

環境アセスメントのフォローアップに関する研究

[内容]

近年、環境アセスメントにおける予測評価が適切に行われたかどうかを確認するために、多くの地方自治体において環境アセスメント制度内で事後調査が規定され、実施されている。しかし、事後調査の規定はあっても、現実にはあまりうまく機能していないため、区市町村等により制度外で補完的な対応が行われている。事後調査はアセスメントのフォローアップのために行われるものであり、フォローアップという観点からは、予測技術の向上、環境保全対策の実施確認、環境の状況調査及び事業後問題が発生した場合の迅速な対応、という3つの目的がある。本研究は、事後調査をフォローアップの一部として機能させるための改善方を提言することを目的としている。

このため、次のような流れで分析を行った。①事後調査の問題点を総括的に整理し、②区市町村等での補完的な対応のパターン分類を行い、③パターン毎の事例分析から事後調査の改善策を提言した。

まず、アセスメント制度に記載されている事後調査の内容・事後調査の実施状況等から事後調査の問題点を抽出し、この抽出された問題点と既存研究で指摘されている問題点をグルーピングした。その結果、事後調査の問題点は、当該事業による影響を的確に把握していない、問題が発生した場合の対応及びその責任に関して具体性がない、中立性が担保されていない、という3点に集約された。

次に、補完的な対応の現状を把握し、これと前段で抽出した事後調査の問題点とを照らし合わせ、補完的な対応のパターンを分類した。アセスメント制度における事後調査の問題点を補完するために、いくつかの区市町村では、事業の性質により、協定の締結、協議会の設置、常時モニタリング、区の独自の追跡調査、あるいは住民関与という方法によってアセスメント制度外での対応を行っている。

以上の分析を踏まえ、パターン毎に、東京圏における代表的な事例を抽出し分析した。これらの分析から補完的な対応が実際に機能していることが明確になった。得られた結果を参考に、事後調査の改善方策について、以下の5点を提言する。

①事業者側の計画変更や、予測時の計画内容の変更、前提条件の不確実性に伴う環境影響の変化への対応には、運営協議会の設置と常時モニタリングの実施が有効である。

②環境基準等を超えた場合の対応策を事前に具体化しておく必要がある。

③当該事業による影響をより明確に把握するための事後調査を行う必要性が確認された。そのため、累積的・間接的な影響や当該事業以外の影響について把握できるような事後調査を行う必要がある。

④中立性を確保するために、第三者的な立場の主体が事後調査を行う必要がある。

⑤住民の立場から見た場合の信頼性を高めるためには、上記に挙げたような事後調査の信頼性を高めると同時に、将来的に不明確な事象がある場合には、住民との話し合いの場を設置するような対応が必要な場合がある。